

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

竹の塚保健センターにおける発注・契約していない修繕費に関する
和解について、地方自治法 180 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決する。

令和 3 年 2 月 15 日

足立区長 近 藤 弥 生

発注・契約していない修繕費に関する和解について

足立区は、竹の塚保健センターにおける発注・契約していない修繕費について、下記により和解する。

記

- 1 相手方
東京都足立区南花畑二丁目２８番１８号
有限会社ケンソー足立支店
- 2 和解の要旨
別紙、和解合意書のとおり

以 上

合 意 書

有限会社ケンソー足立支店（以下「甲」という。）と足立区（以下「乙」という。）は、乙が発注・契約していない修繕費（以下「修繕費」という。）の取扱いに関し、次のとおり合意する。

- 1 乙は、甲に対し、修繕費として495,000円を支払う。
- 2 乙は、甲に対し、前項の金員を令和3年3月末日限り、甲名義の普通預金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。
- 3 甲と乙は、本件に関し、この合意書に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、いかなる場合にも異議を申し立てないことを確約する。

本合意の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を所有する。

令和3年 月 日

（甲）

住 所

氏 名

印

（乙）

住 所 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

氏 名 足立区

代表者 区長 近 藤 弥 生

印